

管理番号 No.

重要事項説明書

訪問看護(介護予防訪問看護)

利用者： _____ 様

事業者： 訪問看護ステーション桜の里

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている訪問看護(介護予防訪問看護)について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

重要事項説明者	
---------	--

1. サービス提供を実施する経営法人の概要

法 人 名	株式会社 永桜会
法人所在地	広島県福山市山手町7丁目22-25-1
電 話 番 号	084-999-8001
代 表 者 氏 名	代表取締役 堀川 悟
設 立 年 月 日	平成 29 年 4 月 27 日

2. サービス提供を実施する事業所の概要

施 設 の 種 類	訪問看護・介護予防訪問看護
施 設 の 名 称	訪問看護ステーション桜の里
介護保険指定 事業所番号	3461590865
施設の所在地	広島県福山市郷分町1554番地
電 話 番 号	084-971-6502
管 理 者 氏 名	藤井 佳織
開 設 年 月	令和5年8月 1 日

3. 事業の目的

株式会社 永桜会が設置する訪問看護ステーション桜の里(以下「事業所」という。)において実施する訪問看護[介護予防訪問看護]事業(以下「訪問看護サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスの提供を確保することを目的とする。

4. 運営の方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

5. 提供するサービスの内容

1. サービス内容

- ① 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
- ② 病状・障がいの観察
- ③ 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④ 食事および排泄等の日常生活の世話
- ⑤ 床ずれの予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 認知症利用者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ カテーテルの管理
- ⑪ そのほか医師の指示による医療処置

2. 職員の禁止行為

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. 営業日時

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始を除きます。
（必要ある場合は、上記営業日以外も対応可能な体制を整えています。）
2. 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
3. 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

7. 事業所の職員体制

従 業 者 の 職 種	勤務の形態・人数
看護師・准看護師	2.5 名以上
理学・作業療法士	1 名以上

8. 提供するサービスの費用

別紙参照

9. 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月中旬頃までに当月分の料金を請求いたしますので、翌月下旬頃までにお支払いください。お支払い方法は、原則銀行または、郵便局引き落としとさせていただきます。

10. サービスの提供にあたって

1. サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
2. 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
3. 居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認くださいようお願いします。
4. サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
5. 職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
6. 職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 緊急時等の対応・非常災害対策・業務継続計画の策定

1. サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医や協力医療機関に連絡する等の措置を講ずると共に、緊急時に指定された連絡先に報告いたします。
2. 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
3. 感染症や非常災害の発生時において、訪問看護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

1. 訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかにご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、必要があれば市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. サービスの提供により、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。
3. 事故が生じた場合にはその原因を解明し、利用者・家族に説明させていただきます。また、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、事業者はあいおいニッセイ同和損保の損害賠償保険に加入しています。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。
2. 成年後見制度の利用を支援します。
3. 苦情解決体制を整備しています。
4. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
5. 介護相談員を受入れます。
6. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	藤井 佳織
-------------	-------

14. 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15. サービス提供に関する相談、苦情

1. 利用者または家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
2. 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりと話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
3. 苦情相談担当者(対応者)は速やかに管理者に状況等の報告を行い、利用者または家族の立場に立った適切な対処方法を検討します。
4. 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ず利用者または家族へ報告します。
5. 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

苦情申立の窓口

訪問看護ステーション桜の里		担当者: 藤井 佳織	
所在地	広島県福山市郷分町 1554		
TEL	084-971-6502	FAX	084-971-6512
受付時間	8:30-17:30(年中無休)		
福山市介護保険課			
所在地	福山市東桜町3番5号		
TEL	084-928-1166	FAX	
受付時間	8:30-17:15(土日祝日、年末年始を除く)		

広島県福祉サービス運営適正化委員会			
所在地	広島市南区肘井本町 12-2		
TEL	082-254-3419	FAX	082-569-6161
受付時間	8:30-17:00(土日祝日を除く、年末年始を除く)		
広島県国民健康保険団体連合会			
所在地	広島市中区東白島町19番49号 国保会館		
TEL	082-554-0783	FAX	
受付時間	8:30-17:15(土日祝日を除く、年末年始を除く)		

16. 個人情報の保護

1. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で家族の個人情報を用いませぬ。

17. 緊急時の対応方法

1. サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	①	②
	連絡先		
ご家族	氏名	①	②
	連絡先		
主治医への連絡基準		体調不良時 急変時 従業員が必要と判断した場合	

18. ハラスメント

1. 適切な事業の提供を確保する観点から、職員及び利用者間、関係機関の職員との間において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

【事業者】

株式会社 永桜会 代表取締役 堀川 悟

【事業所】

事業所名 訪問看護ステーション桜の里

住所 広島県福山市郷分町1554番地

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者	氏名			
家族	氏名		続柄	
代筆の場合 代筆者氏名			続柄	